

大阪府知事 吉村洋文 殿

2023年7月26日
大阪学童保育連絡協議会
会長 松林高志
大阪市中央区谷町7丁目2-2-202

学童保育の整備・充実を求める要望書

日頃より学童保育の充実にご尽力いただき誠にありがとうございます。学童保育を必要とする子ども・家庭は
いっそう広がり、安心・安全で健やかに育つ放課後の「生活の場」を求める子ども・保護者の願いはますます高
まっています。

「新型コロナウイルス感染症拡大」での対応を通じ、学童保育は社会を支える意義・役割とともに、整備の課
題が明らかになりました。保護者が仕事や療養等に専念できるためには、その子どもたちに安心安全で継続的な
生活の場、子ども自身が主体的に通い続けられる学童保育の保障が必要です。どのような状況にあっても子ども
の安心と権利を保障し社会を支える事業として、学童保育は「原則開所」での育成支援、対応力が求められます。
非常時・災害時を想定したソフト・ハード両面からの整備充実は急務の課題です。

待機児童や大規模つめこみ、質の課題は各地で問題になっています。府内でも今年春、待機児童になる子ども
たちから「来年も学童行きたい、〇〇もやりたかった」など涙の訴えがあり、上の学年の子どもからは「下の学
年もリーダーのとりくみをやりたかったと思う。学童やめなあかんのはおかしい」など疑問の声があがりました。
保護者は「仕事をどうしようか。子どもは毎日泣いて不安そうです」と、指導員からは「当該の子どもや、子ど
もたちみんなに説明する立場でつらい」などの声が聞かれました。一方、各地の学童保育では感染対策の規制が
徐々に緩和され、3年ぶりにあそびやとりくみを再開し日々育ちあう子どもたちの様子があります。配慮を要す
る児童や家庭が学童保育に支えられている様子も多数聞かれています。反面、「もっと自由にあそびたい」「人数
が多い、うるさい、部屋が狭い」「ゼリーや冷たいおやつがほしい」「トイレが少ない、遠い」など改善を求め
る子どもの声も上がっています。安心して楽しい学童保育への子どもたちのねがいは切実です。また子どもをとりま
く環境では、貧困、いじめ、うつ、不登校、自殺などの増加が指摘され、少子化も深刻です。多様な子どもの声
を聴き取り、最善の利益を保障するために、子ども・子育て支援を担う学童保育の役割は大きくなっています。

今年4月、国は「こどもまんなか社会」を掲げ、こども基本法を施行、こども家庭庁を設置しました。日本国
憲法、児童憲章、子どもの権利条約の精神にのっとり、学童保育のさらなる整備が期待されます。「適正規模での
施設整備」「指導員の確保・定着・体制強化」「放課後児童クラブ運営指針を踏まえた質の向上」は府内すべての
地域で求められています。6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「放課後児童クラブの安定
的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る」と打ち出されました。とりわけ深刻な指導員不足を解
消し、「運営指針」に基づく水準・内容が確保されるには、支援の単位ごとに正規・常勤指導員の複数配置と処遇
改善を実現し、指導員が長期的に安定的に働き続けられる対策が急がれます。

大阪府はこれまで府内市町村の施策拡充を支援され、放課後児童支援員資格者を養成、資質向上にとりく
み、府内学童保育の整備・充実の役割を担ってこられました。また府単独制度として過去には障害児受入れ支
援事業等を実施、コロナ禍ではPCR検査の確保、看護師による実地指導などの対策も講じられました。私たちは
大阪府内どこに住んでいても、学童保育を必要とするすべての子どもが安心・安全に入所でき自らの意志で通
える学童保育が保障されることを願っています。つきましては大阪府に広域行政として学童保育施策の向上に
向けていっそうの役割を果たしていただきますよう、以下を要望するものです。

要 望 項 目

1. 新型コロナウイルス感染拡大の中、明らかになった学童保育の役割及び課題をふまえ、非常時・災害時を想定した安心安全で質の高い学童保育が安定的に保障されるために、以下を実現してください。
 - ① 待機児童問題や大規模・詰め込み問題が深刻です。学校等公有財産の活用を促進するとともに、施設整備費を増額し、学童保育を必要とするすべての子どもが入所できるよう、適正規模の施設整備を促進してください。
 - ② 1 支援単位の児童数は当面は早急に 40 人以下となるようにし、将来的に原則 30 人以下で運営されるよう、促進策を講じてください。
 - ③ 支援の単位ごとに専任の正規職員・常勤職員が複数配置され、事業所ごとに責任者が配置されるようにしてください。
 - ④ 大阪府としてコロナ禍における学童保育の対応を検証し、感染症流行をふくむ、非常時・災害時における対応指針の策定、専門家による相談・支援体制、所管課を超えた調整のしくみ等を講じてください。また市町村に対して十分な対策を働きかけ、必要な予算を確保してください。
 - ⑤ 南海トラフ地震を想定し、大阪府教育庁と連携のもと学校・放課後子ども教室（大阪元気ひろば）等と学童保育が連携した災害対策、被災訓練が行われるよう、大阪府が主導してください。
 - ⑥ 大阪府教育庁と連携し、小学校施設に警備員を配置、学童保育の開所時間帯も含め警備体制を整えてください。

2. 大阪府内の学童保育が「子どもの権利条約」、「設備運営基準」、「放課後児童クラブ運営指針」に基づき拡充するよう次の項目を実現してください。
 - ① 「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」）における職員基準について、市町村に対し、省令の水準を維持・向上するよう働きかけてください。
 - ② 大阪府主催で全市町村担当課を対象とする会議を引き続き開催し、情報共有や交流を定期的に行うとともに「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）の研修を行い、事業の正確な理解を広めてください。
 - ③ 「安全計画」について、運営指針をふまえた計画が立てられ、次年度には各事業所で実施が徹底されるよう、市町村および運営主体にむけた研修等を設けてください。
 - ④ 民間委託・指定管理者制度が広がり、有期契約の運営が増加しています。学童保育は、継続性・安定性、公共性が求められる事業です。実施主体の市町村の責任として以下の4点を徹底してください。
 - ・ 運営形態に関わらず、市町村が学童保育の運営・質の確保に対して責任をもつこと。
 - ・ 指導員の雇用に関して、長期的に安定した形態となるしくみを講じること。
 - ・ 運営状況や会計処理について、市町村が詳細を把握し、情報公開、説明責任が果たされるようにすること。
 - ・ 民間委託・指定管理者制度に伴い、子ども、保護者、指導員に大きな不安や混乱が生じないよう、導入にあたって、また導入後も、市町村は住民に対する説明責任を果たすこと。
 - ⑤ 学童保育関係の予算について国の補助に応じて、市町村からの申請は全額予算化してください。

⑥ 大阪府単独の学童保育補助事業を創設してください。当面、以下の補助事業を実施してください。

- ・保育料（保護者負担）の軽減措置
- ・トイレ、手洗い場の整備補助（学童保育専用トイレの設置、増設、個室化、洋式化など）
- ・国の補助の対象外となる施設・設備の整備、修繕、備品購入の補助

3. 配慮を要する子どもの学童保育入所要求も増加しています。質的・量的拡充を促進してください。

- ① 配慮を要する子どもの入所状況及び入所希望の実態把握をしてください。
- ② 配慮を要する子どもが希望する学童保育所に入所できるよう必要な支援をして下さい。また、市町村と連携し、支援学校において学童保育事業を開設してください。
- ③ 配慮を要する子どもが、学童保育の集団生活の中で発達保障にふさわしい保育が受けられるために、専門機関による巡回指導、相談支援等の体制を強化し、活用できる府の施策を市町村に周知してください。また当該児童の保護者及び配慮を要する保護者に対する支援も行われるようにしてください。

4. 指導員の確保・資質向上は、都道府県の重要な役割です。深刻な指導員不足を克服し、安定的な運営、質の確保・向上につながるよう、次のことを実現してください。

- ① 「放課後児童支援員認定資格研修」について「放課後児童支援員」不足の状況調査を行い、安定的な運営が確保できるよう十分な養成計画を立ててください。夏休みの支援員確保に向け、一学期の受講枠を拡大してください。また市町村募集だけでなく、大阪府として一般募集の枠を確保してください。
- ② 「大阪府放課後児童支援員等資質向上研修」について、内容や受講枠拡大などいっそうの充実をはかり、実現できる予算を確保してください。
- ③ 指導員研修の内容については、当事者団体として子ども・保護者・指導員の状況やねがいを把握し、専門家・研究者とともに学童保育指導員の専門性研究・研修づくりを蓄積している大阪学童保育連絡協議会と協議する場を設けてください。
- ④ 指導員の安定的確保・継続、資質向上につながるよう、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の活用を促進してください。

5. 「新・放課後子ども総合プラン」に関わって、以下のことを要望します。

- ① 「放課後子供教室」と「学童保育」は、それぞれ固有の目的・役割があり、基準も活動内容もちがいます。別々の事業として拡充するよう推進してください。
- ② 特に二つの事業を「同じ場所で同じ職員が子どもたちを一緒にして」行う「一体化」では、子どもたちの主体的な生活、発達が保障されません。実質的な一体化にならないよう、二事業の連携・一体的運営の実施状況について調査してください。

6. こども基本法の施行、こども家庭庁の設置に関わって、以下のことを要望します。

- ① 学童保育は児童福祉法に基づく固有の目的・役割をもった事業であり、他の事業で代替できるものではありません。学童保育を必要とするすべての子どもには、学童保育を整備し入所が保障されるよう、府としての考え方を明らかにしてください。その上で「運営指針」に基づき、他の事業との連携や地域づくりに学童保育が積極的に参加できるようにしてください。
- ② 大阪府の「こども計画」等作成にあたり、学童保育を含む計画検討に際しては、当事者団体である大阪学童保育連絡協議会を会議の委員に加えてください。

7. 国に対し、以下のことを要望してください。

- ・ コロナ禍を通じて明らかになった学童保育の役割と制度的課題を検証すること。
- ・ 職員基準（資格・配置）について「従うべき基準」に戻すこと。あわせて児童数、面積基準も「従うべき基準」とすること。
- ・ 運営費単価について、常勤職員を2名以上配置できるよう、大幅に引き上げること。
- ・ 指導員の確保方策にむけた新たな施策を講じ、それに必要な予算を計上すること。
- ・ 施設整備費は、すでに学童保育を実施している施設の老朽化に伴う改修等にも使えるようにすること。子どもの人権・健康の被害が懸念されるような状態のトイレについて、早急な改修・増設を促進する整備費を創設すること。
- ・ 運営費について、決算報告の提出・公開を義務化すること。